



相談無料

働き方改革に関する 相談窓口のご案内



2019年4月より順次施行される働き方改革関連法により、「年次有給休暇の確実な取得の義務化」や「時間外労働の上限規制」、「同一労働同一賃金」などといった新しい仕組みやルールが設けられるようになりました。

そこで、四国中央商工会議所では、これら課題に対して、現状からどのように変わったか、また、新たに対応しなければならないことは何なのか、など、中小企業・小規模事業者さまからの相談に対応するべく、専門家（社会保険労務士）を配置した「働き方改革に関する相談窓口」を設置しました！

たとえば、このような労務課題やお悩みにお答えいたします。

- 36協定について詳しく知りたい
- 非正規雇用の方の待遇をよくしたい
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えて欲しい
- 助成金を活用したいが、利用できる助成金分からない



人手不足？
残業削減？



生産性向上？
処遇改善？



◆相談日時 / (月曜日 13:30~15:30)

令和元年 9月2日、10月7日、11月11日、12月2日

令和 2年 1月20日、2月3日、3月2日

◆場 所 / 四国中央商工会議所

【申込方法】 相談を希望される方は、下記申込書に必要事項を記入のうえ、FAXまたはTELにてお申込みください (TEL 0896-58-3530 FAX 0896-58-6294)

《相談体制》 以下、社会保険労務士がご相談に応じます。



山田 敏夫

四国中央商工会議所 宛 「働き方改革に関する相談窓口」 申込書

事業所名		住所	
フリガナ		電話番号	—
ご担当者名		FAX	—
希望時間	:	希望日	令和 年 月 日

※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、当相談窓口以外には使用いたしません。

お問い合わせ先

愛媛働き方改革推進支援センター

〒790-0067 松山市大手町2丁目5-7 別館1階

TEL 0120-005-262 FAX 089-913-5502